

国内旅行傷害保険



日本国内での旅行中・出張中のケガなどを補償します。

'18年1月改定



① 日新火災の国内旅行傷害保険(補償内容)

傷害(基本契約)

旅行中の事故によるケガを補償します。

- 1 死亡保険金
- 2 後遺障害保険金
- 3 入院保険金
- 4 手術保険金
- 5 通院保険金

例えば



観光中に転倒してケガをした



飛行機が墜落して死亡した



宿泊中火事にあいヤケドをした



食中毒になり入院した

特約(オプション契約)

さらにオプションの特約で、旅行中の下記の損害等を補償します。

⑥ 賠償責任保険金

例えば



買い物中に商品を誤って壊してしまった場合の損害賠償金

⑦ 携行品損害保険金

例えば



旅行バッグを盗まれてしまったことによる損害



カメラを落として壊してしまったことによる損害

⑧ 救援者費用等保険金

例えば



ケガで長期入院(14日以上)することになり、看護のため現地の病院まで来てもらった親族が負担した交通費・宿泊費

② ご契約金額と保険料

- ▶ 保険期間(保険のご契約期間)は、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。ただし、ダイヤ乱れ等の一定の事由により保険期間が延長される場合があります。
- ▶ 次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等がある場合は合算します。)*が、1,000万円を超えるご契約のお申込みはできません。死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超えないことをご確認のうえ、「スリムプラン」をお選びください。
 - ・被保険者の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なるご契約で、お申込みに際して被保険者の方の署名をいただけない場合
- ▶ 下記ご契約プランでご契約いただいた場合は、国内旅行傷害保険に、賠償責任危険補償特約、携行品損害補償特約、救援者費用等補償特約がセットされています。
- ▶ 下記ご契約プラン以外をご希望の場合には、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約プラン		ワイド	ベーシック	スリム
ご契約金額 (保険金額)	死亡・後遺障害	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
	入院日額 (180日限度)	12,000 円	9,000 円	6,000 円
	手術保険金 (1事故につき1回)	入院保険金日額の1.0倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。		
	通院日額 (90日限度)	8,000 円	6,000 円	4,000 円
	賠償責任 (自己負担額0円)	1 億円	1 億円	1 億円
	携行品損害 (自己負担額3,000円)	50 万円	30 万円	10 万円
	救援者費用等	200 万円	200 万円	200 万円
保険料	保険期間	保険料		
	日帰り・1泊2日	1,840 円	1,270 円	750 円
	3泊4日まで	2,180 円	1,490 円	890 円
	6泊7日まで	2,560 円	1,760 円	1,030 円
	13泊14日まで	3,470 円	2,400 円	1,410 円
	1か月まで	5,620 円	3,880 円	2,300 円

用語のご説明

- 被保険者 補償の対象となる方をいいます。
- 自己負担額 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、「免責金額」ともいいます。

③ 保険料のお支払方法

以下のお支払方法をご用意しております。ご希望に応じてお選びください。

コンビニ払

コンビニエンスストア等で「払込票」によるお支払い

請求書払

「請求書」による弊社指定口座へのお振込み

クレジットカード払

現金払

取扱代理店へのお支払い



お申込方法によって、ご利用いただけないお支払方法がございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



④ 補償内容のご説明

▶「国内旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ、日本国内において被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

▶すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、「保険金をお支払いできない主な場合」の「戦争、内乱等」による損害等のうち、テロ行為によって被った損害等については保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害【基本契約】	①死亡保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ●保険金をお支払いする原因となったケガにより、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその金額を差し引いた残額をお支払いします。	■下記のいずれかによるケガ ①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中の事故 ④脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、内乱等 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦放射線照射、放射能汚染 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗など危険な運動等を行っている間の事故 ⑩自動車を用いて競技等をしている間に生じた事故 など
	②後遺障害保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた保険金支払割合(4%～100%) ●お支払いする保険金は、保険期間を通じて合計で死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	③入院保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、入院された場合	入院保険金日額 × 入院した日数 ●支払対象となる「入院した日数」は180日を限度とします。 ●事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金はお支払いできません。	
	④手術保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合	イ.入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10倍 ロ.イ.以外の手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5倍 ●1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
	⑤通院保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、通院(往診を含みます。)された場合	通院保険金日額 × 通院した日数 ●支払対象となる「通院した日数」は90日を限度とします。 ●事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。	
特約【オプション契約】	⑥賠償責任保険金 (賠償責任危険補償特約)	国内旅行中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ●事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に関わる損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。 【賠償事故の解決に関する特約】 賠償責任危険補償特約に自動的にセットされます。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任などの手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします。 ●「賠償事故の解決に関する特約」において弊社が代行業務をできない場合 ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償請求権者(被害者)が弊社と直接折衝することに同意いただけない場合 ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合 ・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が日本国内に所在しない場合 など	損害賠償金の額 ●1回の事故について、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。 費用の額 ●損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などに対してもお支払いできる場合があります。 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。	■下記のいずれかによって発生した損害 ①ご契約者または被保険者の故意 ②戦争、内乱等 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④放射線照射、放射能汚染 など
	⑦携行品損害保険金 (携行品損害補償特約)	国内旅行中の偶然な事故により、携行品(*1)に損害が生じた場合 *1「携行品」とは、被保険者が国内旅行中に携行する被保険者所有の身の回り品(カメラ、バッグ、衣類等)をいいます。 《補償対象とならない携行品》 ・有価証券 ・預貯金証書、クレジットカード ・稿本、設計書 ・山岳登はん、ハンググライダー搭乗等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・義歯、コンタクトレンズ ・動植物 など	携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額(*2、*3) — 自己負担額(1回の事故について3,000円) *2 乗車券等または通貨等については合計で5万円を限度とします。 *3「損害額」とは、修理費または時価額(購入費から減価償却した額をいいます。)のいずれか低い方をいい、修理が可能な場合には時価額を限度に修理費をお支払いします。 ●お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ●損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用などに対してもお支払いできる場合があります。	■下記のいずれかによって発生した損害 ①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中の事故 ③戦争、内乱等 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤放射線照射、放射能汚染 ⑥差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防または避難処置は保険金お支払いの対象となります。) ⑦保険の対象が通常有する性質や性能の欠如 ⑧保険の対象の自然の消耗または性質によるさび・かび・変色、虫食い ⑨単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ⑩保険の対象である液体の流出 ⑪保険の対象の置き忘れまたは紛失 ⑫偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故(故障等) など
	⑧救援者費用等保険金 (救援者費用等補償特約)	国内旅行中に下記①～③のいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 ③急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院された場合	ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担された下記①～⑤の対象となる費用のうち、社会通念上妥当と認められる費用に対して保険金をお支払いします。 ●お支払いする保険金は、保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。 《対象となる費用》 ①遭難した被保険者の捜索救助費用 ②救援者の現地(*4)までの1往復分の交通費(救援者2名分限度)(*5) ③救援者の現地(*4)および現地(*4)までの行程における宿泊料(救援者2名分、1名につき14日分限度)(*5) ④被保険者を現地(*4)から移送する費用(*6) ⑤救援者または被保険者が現地(*4)において支出した諸雑費(3万円限度) *4「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。 *5 左記②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。 *6 被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は除きます。	■下記のいずれかによって発生した費用 ①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中の事故 ④脳疾患、心神喪失、妊娠、出産または流産 ⑤戦争、内乱等 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦放射線照射、放射能汚染 ⑧自動車を用いて競技等をしている間に生じた事故 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗など危険な運動等を行っている間の事故 など

※上記⑥～⑧の特約はセットされた場合에만適用されます(別途追加保険料が必要となります。)

※上記の他にもセットすることができる特約があります。また、ご契約内容・事故内容により上記以外の費用保険金や特約保険金がお支払いの対象となる場合があります。

※詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

補償の重複について

ご契約にあたっては、賠償責任危険補償特約、携行品損害補償特約および救援者費用等補償特約の補償内容が同様の保険契約(国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

ご契約にあたって

- ご契約を締結いただく際には、他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます)・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めることができます。

万一事故にあわれたら

- 事故にあわれた場合、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。事故の発生の日から**30日以内**にご通知のない場合には、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがあります。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります。)、3親等以内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

-
- *このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、「ご契約のしおり」を参照いただくか、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約前、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご契約の前に必ずご確認ください。
 - *弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。
 - *取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。
 - *現金払にて保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
その他のお支払方法をお選びいただいた場合で弊社発行の保険料領収証をご入用のときは、取扱代理店または弊社へお申出ください。
 - *複数の保険会社による共同保険契約をご締結いただく場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424[9:00~17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
 24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

- 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。